

小笠原村省エネ家電製品普及促進事業補助金交付要綱

6 小笠原環第 5 0 6 号

令和 6 年 1 1 月 8 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、エネルギー消費性能の優れた家電製品（以下「省エネ家電製品」という。）への買換えを促進することにより地球温暖化対策の推進を図るとともに、村民の地球温暖化防止への意識啓発に寄与するため、予算の範囲内において、省エネ家電製品の購入に要した費用の一部を補助することに関し、小笠原村補助金等交付規則（平成元年規則第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）本村に居住し、住民基本台帳に登録されていること。

（２）補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者が、村税等を滞納していないこと。

（３）家庭のゼロエミッション行動推進事業実施要綱（以下「都実施要綱」という）第 4 の 3 （１）の規定による東京ゼロエミポイントの付与を受けていること。

(補助対象製品)

第 3 条 補助金の交付の対象となる省エネ家電製品は、都実施要綱第 4 の 3 （２）の規定による冷蔵庫又はエアコンとする。

(補助金額)

第 4 条 補助金額は、都実施要綱第 4 の 3 （３）の規定により付与された東京ゼロエミポイント 1 ポイントにつき 1 円とする。

2 補助金額の上限は、東京ゼロエミポイント及び補助金額の合計が、補助対象製品の購入額及び送料の実費額の合計額の 8 割を超えない額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都実施要綱第 4 の 3 （１）の規定による東京ゼロエミポイント付与に関する通知を受けた日から起算して 6 0 日以内に小笠原村省エネ家電製品普及促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）を村長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、審査の結果を小笠原村省エネ家電製品普及促進事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助金交付対象者」という。）が補助金の交付を請求する場合は、小笠原村省エネ家電製品普及促進事業補助金交付請求書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 村長は、前条の規定による請求があった場合は、速やかに補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第9条 村長は、補助金交付対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 村長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金交付対象者に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第11条 村長が前条の規定により補助金の返還を命じた場合は、補助金交付対象者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 村長が補助金交付対象者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助金交付対象者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に定める年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当りの割合とする。

(違約加算金の計算)

第12条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助金交付対象者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、ま

ず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第13条 第14条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(使用状況等の調査)

第14条 村長は、補助金交付対象者に対し、補助金交付年度の翌年度から5年間、調査等の必要な協力を求めることができる。

(財産処分の制限)

第15条 補助金交付対象者は、補助金の交付を受けた年から起算して6年以内に、補助金交付対象製品を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

(委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。